

歿年前二まで二十七人のを得たり、此外にもいとおほかりけんを、散り失せてわづかに残れる
 かぎりなり、此なかに小野古道通稱長谷川謙益、家集一卷、日下部高豊、通稱今藏、貞右衛門、家集、橋
 千蔭九歳のをりにて、通稱要藤原宇萬伎通稱河津五郎大夫、家集、静舍集、先年、大伴俊明、俗稱山岡
 左次右衛門、後剃髮、號明源、綾足、建涼幣、著書數部、今、平宣長、通稱本度會正、恭、後改、久老、通稱
 阿博覽強記、著書數十部源綾足上木して世に傳ふ、平宣長通稱本居舜菴、度會正後改、久老、通稱などの
 高名の輩入りたり、

發願起請

〔廣福寺文書〕敬奉對三世常住一切三寶、殊者七佛五十餘代佛祖御前、所發願起請文事、
 右志願者、靈山少林永平の正宗を護持したてまつりて、法燈を彌勒三會のあかつきにつぎたて
 まつるべく候、ならびに諸宗においてわたくしなく、身をわすれ、法をおもくして、ながく有爲の
 樂相に貪せず、一すぢに佛果菩提をもとめ候はん、僧侶を分にしたがひて護持したてまつるべ
 く候、伏願

三寶證明

諸天加護

延元四年六月二日

武敏 花押

〔廣福寺文書〕敬奉對三世常住一切三寶、殊者鳳儀山七佛五十餘代佛祖御前、誓申發願事、

一 外行五常天道之正理、內守解脫生死一大事、可爲自利利他之益候、

一 雖爲頭目手足、不可爲法惜之候、

一 於真俗二諦、不敢違師命、一心奉護持正法、可令報謝父母深恩候、此條變違申候者、直罷蒙天罰、可

失二世本願候、仍發願誓文如件、

興國三年 壬午 三月十七日

藤原武直 花押

武家代始起請

〔吾妻鏡 十八〕建仁三年十月十九日甲寅、佐々木左衛門尉定綱、申條右衛門尉宗長、爲使節上洛、是將